

計画書（素案）からの主な変更点について

資料ページ	素案ページ	変更箇所	変更内容
1	20	要介護者等のサービス利用状況	令和5年の数値更新
2	67	基本方針2 基本施策2	地域共生社会の実現に向けたまちづくりを追加
3	82	地域包括支援センターの機能強化	図の追加
4	88	認知症の予防	指標を講座開催数から参加者数に変更
5	90	認知症バリアフリーの推進	指標を講座開催数から参加者数に変更
6	92	地域支えあい社会の強化	基本施策に地域共生社会の実現に向けたまちづくりを追加
7	94	防災・安全対策の強化	災害時情報共有システムの文言追加
8	-	移動・交通手段の主要施策	追加
9	101	家族介護者への適切な支援の連携	関係課を更新
9	101	多様な住まいの推進	整備状況を追加
10～13	109～112	将来推計人口等	木更津市第3次基本計画に基づく推計に変更したことにより更新
14～17	118～121	サービス種類別見込み量	制度改正の影響等を鑑み確定数値に更新
18～22	123～128	給付費見込み及び介護保険料	介護報酬改定等の影響を踏まえ、確定数値に更新

変更前

(2) 要介護者等のサービス利用状況（各年９月末現在）

要介護者等のサービス利用状況を見ると、要介護認定者数は増加の一途となっています。要介護者等のサービス利用状況は、標準的居宅サービス利用者は増加していますが、要介護認定者数増加の影響を受けて割合はほぼ横ばいとなっています。施設サービス利用者は人数に大きな変化はありませんが、割合は減少傾向となっています。

要介護者等のサービス利用状況（各年９月末現在）

単位：人、％

		令和元年		令和２年		令和３年		令和４年	
		人	％	人	％	人	％	人	％
要介護認定者	計	6,442	100.0	6,720	100.0	7,068	100.0	7,048	100.0
	要支援１	888	13.8	1,038	15.4	1,150	16.3	1,126	16.0
	要支援２	923	14.3	994	14.8	986	14.0	971	13.8
	要介護１	1,178	18.3	1,229	18.3	1,358	19.2	1,428	20.3
	要介護２	1,130	17.5	1,093	16.3	1,065	15.1	1,027	14.6
	要介護３	879	13.6	947	14.1	997	14.1	950	13.5
	要介護４	829	12.9	843	12.5	917	13.0	992	14.1
	要介護５	615	9.5	576	8.6	595	8.4	554	7.9
施設サービス利用者	計	973	15.1	987	14.7	1,000	14.1	976	13.8
	要介護１	34	0.5	42	0.6	40	0.6	38	0.5
	要介護２	79	1.2	82	1.2	81	1.1	76	1.0
	要介護３	228	3.5	274	4.1	283	4.0	264	3.7
	要介護４	365	5.7	347	5.2	361	5.1	393	5.6
	要介護５	267	4.1	242	3.6	235	3.3	205	2.9
居住系サービス利用者	計	209	3.2	209	3.1	237	3.4	225	3.2
	要支援１	12	0.2	14	0.2	15	0.2	16	0.2
	要支援２	7	0.1	7	0.1	9	0.1	12	0.2
	要介護１	45	0.7	46	0.7	53	0.7	45	0.6
	要介護２	46	0.7	48	0.7	45	0.6	42	0.6
	要介護３	34	0.5	34	0.5	44	0.6	45	0.6
	要介護４	33	0.5	35	0.5	46	0.6	41	0.6
	要介護５	32	0.5	25	0.4	25	0.4	24	0.3
標準的居宅サービス利用者	計	3,382	52.5	3,456	51.4	3,544	50.1	3,715	52.7
	要支援１	173	2.7	213	3.2	248	3.5	257	3.6
	要支援２	358	5.6	408	6.1	401	5.7	433	6.1
	要介護１	838	13.0	879	13.1	947	13.4	997	14.1
	要介護２	889	13.8	831	12.4	771	10.9	773	11.0
	要介護３	563	8.7	551	8.2	543	7.7	550	7.8
	要介護４	344	5.3	368	5.5	396	5.6	463	6.6
	要介護５	217	3.4	206	3.1	238	3.4	242	3.4

資料：要介護認定者：介護保険事業状況報告、その他：介護保険課

変更後

(2) 要介護者等のサービス利用状況（各年９月末現在）

要介護者等のサービス利用状況を見ると、要介護認定者数は7,000名前後で推移しています。要介護者等のサービス利用状況は、標準的居宅サービス利用者は50%を上回る割合でほぼ横ばいとなっています。施設サービス利用者も1,000名前後で推移するなど人数に大きな変化はなく、割合も約14%で横ばいとなっています。

要介護者等のサービス利用状況（各年９月末現在）

単位：人、％

		令和２年		令和３年		令和４年		令和５年	
		人	％	人	％	人	％	人	％
要介護認定者	計	6,720	100.0	7,068	100.0	7,048	100.0	7,118	100.0
	要支援１	1,038	15.4	1,150	16.3	1,126	16.0	1,232	17.3
	要支援２	994	14.8	986	14.0	971	13.8	960	13.5
	要介護１	1,229	18.3	1,358	19.2	1,428	20.3	1,509	21.2
	要介護２	1,093	16.3	1,065	15.1	1,027	14.6	985	13.8
	要介護３	947	14.1	997	14.1	950	13.5	904	12.7
	要介護４	843	12.5	917	13.0	992	14.1	961	13.5
	要介護５	576	8.6	595	8.4	554	7.9	567	8.0
施設サービス利用者	計	987	14.7	1,000	14.1	976	13.8	1,007	14.1
	要介護１	42	0.6	40	0.6	38	0.5	37	0.5
	要介護２	82	1.2	81	1.1	76	1.0	72	1.0
	要介護３	274	4.1	283	4.0	264	3.7	273	3.8
	要介護４	347	5.2	361	5.1	393	5.6	398	5.6
	要介護５	242	3.6	235	3.3	205	2.9	227	3.2
居住系サービス利用者	計	209	3.1	237	3.4	225	3.2	245	3.4
	要支援１	14	0.2	15	0.2	16	0.2	17	0.2
	要支援２	7	0.1	9	0.1	12	0.2	3	0.1
	要介護１	46	0.7	53	0.7	45	0.6	53	0.7
	要介護２	48	0.7	45	0.6	42	0.6	53	0.7
	要介護３	34	0.5	44	0.6	45	0.6	44	0.6
	要介護４	35	0.5	46	0.6	41	0.6	49	0.7
	要介護５	25	0.4	25	0.4	24	0.3	26	0.4
標準的居宅サービス利用者	計	3,456	51.4	3,544	50.1	3,715	52.7	3,687	51.8
	要支援１	213	3.2	248	3.5	257	3.6	305	4.3
	要支援２	408	6.1	401	5.7	433	6.1	422	5.9
	要介護１	879	13.1	947	13.4	997	14.1	1,087	15.3
	要介護２	831	12.4	771	10.9	773	11.0	730	10.3
	要介護３	551	8.2	543	7.7	550	7.8	519	7.3
	要介護４	368	5.5	396	5.6	463	6.6	402	5.6
	要介護５	206	3.1	238	3.4	242	3.4	222	3.1

資料：要介護認定者：介護保険事業状況報告、その他：介護保険課

変更前

3 計画の体系

〔基本理念〕

「地域でともに支えあい、安心して健やかにいきいきと暮らせる地域共生社会の実現」

～ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ～

〔基本方針1〕

健康で心豊かにいきいきと過ごせるように
～ 健康づくり、介護予防及び自立支援の推進 ～

〔基本施策1〕

健康づくり、重症化予防、介護予防・フレイル対策の推進

〔事業方針〕

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 生活習慣病重症化予防の推進
- (3) 介護予防・フレイル対策の推進

〔基本施策2〕

地域における自立した日常生活の支援

〔事業方針〕

- (1) 生きがいづくりの支援
- (2) 社会参加・就労機会の拡充

〔基本方針2〕

住み慣れた地域で安心して暮らせるように
～ 地域や関係者が連携した総合的な支援 ～

〔基本施策1〕

総合的な生活支援、医療・介護等の連携の推進

〔事業方針〕

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 生活支援サービスの推進
- (5) 認知症施策の推進
- (6) 重層的相談支援体制の構築

〔基本施策2〕

地域支えあい社会の強化

〔事業方針〕

- (1) 見守りネットワークの充実
- (2) 権利擁護の充実
- (3) 防災・安全対策の強化
- (4) 高齢者虐待防止の推進

変更後

3 計画の体系

〔 基本理念 〕

「地域でともに支えあい、安心して健やかにいきいきと暮らせる地域共生社会の実現」

～ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ～

〔 基本方針 1 〕

健康で心豊かにいきいきと過ごせるように
～ 健康づくり、介護予防及び自立支援の推進 ～

〔 基本施策 1 〕

健康づくり、重症化予防、介護予防・フレイル対策の推進

〔 事業方針 〕

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 生活習慣病重症化予防の推進
- (3) 介護予防・フレイル対策の推進

〔 基本施策 2 〕

地域における自立した日常生活の支援

〔 事業方針 〕

- (1) 生きがいづくりの支援
- (2) 社会参加・就労機会の拡充

〔 基本方針 2 〕

住み慣れた地域で安心して暮らせるように
～ 地域や関係者が連携した総合的な支援 ～

〔 基本施策 1 〕

総合的な生活支援、医療・介護等の連携の推進

〔 事業方針 〕

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 生活支援サービスの推進
- (5) 認知症施策の推進
- (6) 重層的相談支援体制の強化

〔 基本施策 2 〕

地域支えあい社会の強化

〔 事業方針 〕

- (1) 地域共生社会の実現に向けたまちづくり
- (2) 見守りネットワークの充実
- (3) 権利擁護の充実
- (4) 防災・安全対策の強化
- (5) 高齢者虐待防止の推進

変更前

基本方針2 住み慣れた地域で安心して暮らせるように ～ 地域や関係者が連携した総合的な支援 ～

1. 総合的な生活支援、医療・介護等の連携の推進



高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域社会を実現するためには、本人の状態やニーズに応じたサービスを一体的に提供できる体制づくりや、各専門分野における多職種によるチームケアが重要です。今後も、地域包括支援センターの機能強化や在宅医療・介護連携推進協議会、認知症施策、地域ケア会議などの取組みを踏まえ、生活支援体制の充実や、医療・介護等の連携強化を推進します。

(1) 地域包括支援センターの機能強化（高齢者福祉課）

高齢者等が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域包括支援センターを設置・運営し、必要な相談・援助を行い包括的な高齢者等の支援をします。

高齢者の身近な相談窓口として地域の総合相談支援機能強化のため、高齢者人口の多い木更津圏域を東西に分割し、令和6年度開設を目標に市内6箇所目の地域包括支援センターを新たに設置します。

また、基幹となるセンター機能を高齢者福祉課内に持つため、三職種（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）を配置し、地域包括支援センター間の総合調整や高齢者虐待や困難事例への同行支援など後方支援等を担う体制づくりを構築します。

地域ケア会議を開催し、地域包括ケアのネットワークづくりをより一層進めるとともに、介護を必要とする高齢者、認知症高齢者の家族など家族介護者を支え、障がい、児童など属性や世代を問わない包括的な相談支援を担い、関係機関等との連携を図ります。

変更後

基本方針 ② 住み慣れた地域で安心して暮らせるように

～ 地域や関係者が連携した総合的な支援 ～

1. 総合的な生活支援、医療・介護等の連携の推進



高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようニーズに応じたサービスを一体的に提供できる体制づくりや、多職種によるチームケアに取り組み、医療・介護等の連携強化を推進します。

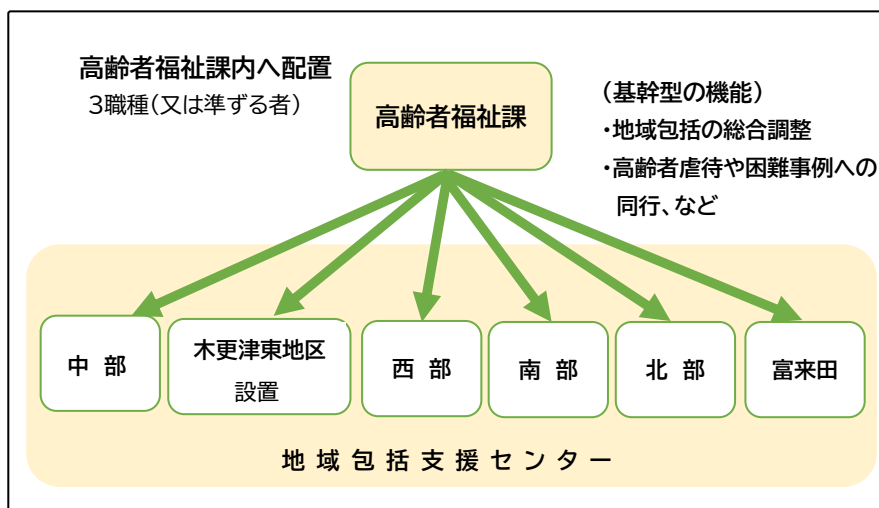
(1) 地域包括支援センターの機能強化（高齢者福祉課）

高齢者等が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域包括支援センターを設置・運営し、必要な相談・援助を行い包括的な高齢者等の支援をします。

高齢者の身近な相談窓口として地域の総合相談支援機能強化のため、高齢者人口の多い木更津圏域を東西に分割し、市内6箇所目の地域包括支援センターを新たに設置します。

また、基幹となるセンター機能を高齢者福祉課内に持つため、三職種（保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士）を配置し、地域包括支援センター間の総合調整や高齢者虐待や困難事例への同行支援など後方支援等を行います。

地域ケア会議を開催し、地域包括ケアのネットワークづくりをより一層進めるとともに、介護を必要とする高齢者、認知症高齢者の家族など家族介護者を支え、障がい、児童など属性や世代を問わない包括的な相談支援を担い、関係機関等との連携を図ります。



変更前

② 認知症の予防（高齢者福祉課）

事業概要	認知症予防に向け、千葉県が普及促進している「コグニサイズ」を引き続き取り入れます。コグニサイズは、認知課題と運動課題を両方同時に行う運動プログラムで、運動習慣の継続や有酸素運動による効果があり、認知機能の向上に役立つことが実証されているものです。 また、認知症予防の可能性があるとしてされている運動不足の改善・生活習慣病の予防・社会参加による社会的孤立の解消などの、地域における「通いの場」の活動を推進します。				
第 9 期 計 画 実 施 内 容	○コグニサイズ講座の開催 コグニサイズ講座の開催や、介護予防及び認知症等のイベント・講座にコグニサイズを組み合わせて、コグニサイズの普及を図ります。 ○介護予防体操等への参加促進 身近な公民館等で開催している介護予防教室（自立生活体操）の周知や、住民主体の通いの場「きさらづ筋力アップ体操」の活動団体の育成支援など、地域包括支援センターと連携し、地域の介護予防活動を促進します。				
	指標	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	コグニサイズ 講座開催数	7回	5回	5回	5回

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援（高齢者福祉課）

事業概要	認知機能低下のある人や、認知症の人の早期発見・早期対応に向け、地域包括支援センター・かかりつけ医・認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム・認知症疾患医療センター等の更なる質の向上を支援し、連携を強化します。 また、認知症の人とその家族が集い交流する認知症カフェや、家族教室等の取組みを推進し、家族介護者の負担軽減を図ります。				
第 9 期 計 画 実 施 内 容	○認知症初期集中支援チームの活動の推進 認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた医療・福祉・介護専門職による支援体制「認知症初期集中チーム」を2チーム配置しています。さらに、効果的に機能するよう活動向上の方策を検討し活動を推進します。 ○認知症地域支援推進員の配置 市や地域包括支援センター等に配置した認知症地域支援推進員によりネットワークを形成し、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。 ○認知症対応力向上研修 医療・介護従事者や市民を対象に、認知症の容態の変化に応じた対応方法や本人主体の適切な医療・介護つながるよう、認知症対応力向上研修を対面での開催や動画配信等で実施します。 ○認知症カフェの取組みの支援 ○認知症家族交流会の開催・認知症高齢者見守り事業 （基本方針2-3(2)「家族介護者への支援」参照）				
	指標	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	認知症初期集中支援チーム 員会議開催	2チーム 37回	2チーム 48回	2チーム 48回	2チーム 48回

変更後

② 認知症の予防（高齢者福祉課）

事業概要	認知症予防に向け、千葉県が普及促進している「コグニサイズ」を引き続き取り入れます。コグニサイズは、認知課題と運動課題を両方同時に行う運動プログラムで、運動習慣の継続や有酸素運動による効果があり、認知機能の向上に役立つことが実証されているものです。 また、認知症予防の可能性があるとされている運動不足の改善・生活習慣病の予防・社会参加による社会的孤立の解消などの、地域における「通いの場」の活動を推進します。				
第 9 期 計 画 実 施 内 容	○コグニサイズ講座の開催 コグニサイズ講座の開催や、介護予防及び認知症等のイベント・講座にコグニサイズを組み合わせて、コグニサイズの普及を図ります。 ○介護予防体操等への参加促進 身近な公民館等で開催している介護予防教室（自立生活体操）の周知や、住民主体の通いの場「きさらづ筋力アップ体操」の活動団体の育成支援など、地域包括支援センターと連携し、地域の介護予防活動を促進します。				
	指標	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	コグニサイズ 講座参加者数	86名	100名	120名	140名

※認知症の予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

※認知症の多くを占めるアルツハイマー型認知症や血管性認知症は、生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症など）との関連があるとされています。例えば、バランスの良い食事を心掛けたり、定期的な運動習慣を身に付けたりと、普段からの生活管理が認知症のリスクを下げると考えられています。

「政府広報オンライン」より

変更前

④ 認知症バリアフリーの推進（高齢者福祉課）

事業概要	生活のあらゆる場面で、認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組みを推進します。 そのため、認知症サポーターや地域包括支援センター等と連携し、若年性認知症の人への支援を含め、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりをめざします。 さらに、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」の中心となる、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターの養成を推進します。 また、チームオレンジの新規設置や運営・活動を支援し、内容について積極的に周知します。 認知症バリアフリーの推進のため、市の運動施設（いきいき館）や図書館へ認知症バリアフリーの取組を推進します。				
第 9 期 計 画 実 施 内 容	○ステップアップ講座の開催 認知症サポーターの養成に加え、認知症に関する知識と実践的な対応スキルをさらに深めるステップアップ講座を開催します。受講した認知症サポーターを増やし、地域ごとに作る「チームオレンジ」の構築を行う人材づくりを進めます。 ○チームオレンジの設置・運営・活動の支援 認知症地域支援推進員等と協力・連携し、チームオレンジの設置や運営・活動を支援します。また、チームの活動内容等を積極的に周知します。 ○日本認知症官民協議会の手引きを周知し、施設職員へ認知症についての正しい理解の習得（認知症サポーター養成講座の受講）等、認知症に対する理解を深めるよう働きかけます。				
	指標	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	ステップアップ 講座開催数	5回	4回	4回	4回

変更後

④ 認知症バリアフリーの推進（高齢者福祉課）

事業概要	生活のあらゆる場面で、認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組みを推進します。 そのため、認知症サポーターや地域包括支援センター等と連携し、若年性認知症の人への支援を含め、認知症の人が安心して暮らせるまちづくりをめざします。 さらに、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みである「チームオレンジ」の中心となる、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターの養成を推進します。 また、チームオレンジの新規設置や運営・活動を支援し、内容について積極的に周知します。 認知症バリアフリーの推進のため、市の運動施設（いきいき館）や図書館へ認知症バリアフリーの取組を推進します。				
第 9 期 計 画 実 施 内 容	○ステップアップ講座の開催 認知症サポーターの養成に加え、認知症に関する知識と実践的な対応スキルをさらに深めるステップアップ講座を開催します。受講した認知症サポーターを増やし、地域ごとに作る「チームオレンジ」の構築を行う人材づくりを進めます。 ○チームオレンジの設置・運営・活動の支援 認知症地域支援推進員等と協力・連携し、チームオレンジの設置や運営・活動を支援します。また、チームの活動内容等を積極的に周知します。 ○認知症バリアフリーの取組の推進 日本認知症官民協議会の手引きを周知し、施設職員へ認知症についての正しい理解の習得（認知症サポーター養成講座の受講）等、認知症に対する理解を深めるよう働きかけます。				
	指標	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	ステップアップ 講座受講修了者 数	12人	15人	20人	25人

2. 地域支えあい社会の強化



ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、孤独死の予防策や認知症高齢者の権利擁護を推進します。同時に、地域で支援を必要とする人々に早期に提供するための仕組みと見守りの体制を連動させ、効果的な支援を展開します。また、避難行動要支援者の把握を行うとともに、避難所の確保や地域での避難支援の体制整備に取り組みます。

(1) 見守りネットワークの充実

できる限り住み慣れた環境の中でそれまでと変わらない生活を続けることができるよう、見守り事業の充実を図るとともに地域力を活かし、日ごろからの地域での見守り活動を支援します。

① 高齢者見守りネットワーク事業（高齢者福祉課）

事業概要	事業活動を通じて高齢者と接することの多い民間事業者等と連携することにより、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し必要な支援を行い、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築します。				
第 9 期 計 画 実 施 内 容	協力機関及び協力事業者が事業活動を行う中で、高齢者の異変を感じた場合には、連絡を市役所に行うこととなり、高齢者の見守り体制を拡充します。				
	指標	令和4年度 実績	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	協力事業者 数	35	38	40	42
	協力機関数	4	5	5	5

② 地域高齢者見守り事業（高齢者福祉課）

事業概要	地域における高齢者の見守り体制を構築するため、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の情報を民生委員に提供し、見守りのための訪問等を行います。
------	--



2. 地域支えあい社会の強化

人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域の実現に向けて、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えた、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現を目指します。

高齢者の生活に必要な様々な福祉サービスや制度、施設・相談窓口などの情報提供を行うことにより、安心した日常生活を送れるよう支援します。

(1) 地域共生社会の実現に向けたまちづくり

市民の積極的なまちづくりへの参加を勧め、地域における「お互いさま」の関係づくりや高齢者が安心して暮らせる居場所づくりを支援します。

① 協働のまちづくり（市民活動支援課）

事業概要	地域で暮らす人々の目線で見たと本当に望む「まち」を作っていくために、市民と行政のパートナーシップによるまちづくり、市民参加による協働のまちづくりを推進します。
------	---

② 生活支援整備体制整備事業（高齢者福祉課）

第9期計画 実施内容	生活支援コーディネーターが住民主体の助け合い活動を推進し、高齢者の生活を支える地域づくりを支援します。 また、活動する地域の取組みを市内全域に広げるために、情報共有、提供を行い、居場所づくりの創設・拡充の整備体制づくりを支援します。 （基本方針2-1（4）「生活支援サービスの推進」参照）
---------------	--

変更前

④ 地域連携ネットワークの更なる構築、中核機関の機能強化（福祉相談課）

事業概要	本人にとって身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって本人の意思や状況を継続して把握し、必要な対応ができるよう本人を取り巻く関係機関が支援に参画することが出来るよう、地域連携ネットワークの強化を図り、コーディネートを担う中核機関の機能強化を進めます。
------	--

⑤ 成年後見制度の利用促進（福祉相談課）

事業概要	市やきさらづ成年後見支援センターに成年後見等を必要としている人の情報が寄せられるように、地域包括支援センターなどの相談機関やケアマネジャー、民生委員、認知症初期集中支援チームなどと連携を図り、成年後見制度の利用促進を進めます。
第 9 期 計 画 実 施 内 容	広報・啓発活動により、市やきさらづ成年後見支援センターに、成年後見が必要な人の情報が寄せられるよう努めます。

（３）防災・安全対策の強化

緊急・災害時に迅速に対応するため、避難支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、避難施設の確保や地域における支援体制の強化を図ります。

① 避難行動要支援者登録の推進（危機管理課）

事業概要	平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定され、同年 8 月に避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定されました。 これらを受け、避難行動要支援者の抽出・調査、避難行動要支援者名簿の作成、地域支援者の登録・管理、及び避難行動要支援者個別支援計画の策定を行い、これらを総合的に管理するシステムを導入し、運用します。なお、運用にあたり、庁内における連携体制の構築を進めます。また、引き続き地区民生委員・児童委員・自主防災組織・自治会への配布を行います。
------	---

② 高齢者の避難所の確保（危機管理課）

事業概要	各公民館等の避難所での生活が困難な避難行動要支援者の受入れ施設として、社会福祉施設等との間で避難行動要支援者の受入れに関する協議を進め、避難所の確保に努めます。なお、避難所の確保にあたり、庁内における連携体制の構築を進めます。
------	---

変更後

④ 地域連携ネットワークの更なる構築、中核機関の機能強化（福祉相談課）

事業概要	本人にとって身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって本人の意思や状況を継続して把握し、必要な対応ができるよう本人を取り巻く関係機関が支援に参画することが出来るよう、地域連携ネットワークの強化を図り、コーディネートを担う中核機関の機能強化を進めます。
------	--

⑤ 成年後見制度の利用促進（福祉相談課）

事業概要	市やきさらづ成年後見支援センターに成年後見等を必要としている人の情報が寄せられるように、地域包括支援センターなどの相談機関やケアマネジャー、民生委員、認知症初期集中支援チームなどと連携を図り、成年後見制度の利用促進を進めます。
第 9 期 計 画 実 施 内 容	広報・啓発活動により、市やきさらづ成年後見支援センターに、成年後見が必要な人の情報が寄せられるよう努めます。

（４）防災・安全対策の強化

緊急・災害時に迅速に対応するため、避難支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、避難施設の確保や地域における支援体制の強化を図ります。災害発生時には厚生労働省の災害時情報共有システムを活用し、迅速な支援体制を構築します。

① 避難行動要支援者登録の推進（危機管理課）

事業概要	平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定され、同年 8 月に避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定されました。これらを受け、避難行動要支援者の抽出・調査、避難行動要支援者名簿の作成、地域支援者の登録・管理、及び避難行動要支援者個別支援計画の策定を行い、これらを総合的に管理するシステムを導入し、運用します。なお、運用にあたり、庁内における連携体制の構築を進めます。また、引き続き地区民生委員・児童委員・自主防災組織・自治会への配布を行います。
------	---

② 高齢者の避難所の確保（危機管理課）

事業概要	各公民館等の避難所での生活が困難な避難行動要支援者の受入れ施設として、社会福祉施設等との間で避難行動要支援者の受入れに関する協議を進め、避難所の確保に努めます。なお、避難所の確保にあたり、庁内における連携体制の構築を進めます。
------	---

変更前

新規ページのため素案記載なし

変更後

⑦ 移動・交通手段の主要施策

施策・事業	施 策 の 概 要
公共機関のバリアフリー化の促進	電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を促進します。 駅施設などの情報のバリアフリー化(視覚・聴覚障がいに対応した文字や音などによる情報提供)を働きかけます。 機器整備などによるバリアフリー化を補完する、「人による移動支援(接遇・介助など)」の充実を促進します。 【地 域 政 策 室】
地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実	介護保険における総合事業対象者に向けた移動支援サービスを推進します。 【高 齢 者 福 祉 課】
	タクシー券の交付など、利用者のニーズに応じた移動支援の充実を図ります。 【高齢者福祉課・障がい者福祉課】
	利用者のニーズに応じた移動手段の充実を図ります。 【地 域 政 策 室】
障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。 【障 がい 者 福 祉 課】

変更前

④ 家族介護者への適切な支援の連携（高齢者福祉課）

事業概要	認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者が抱える多様な課題の早期解決に向け、支援情報等の提供や、相談ができる関連部署や事業体への連携を図ります。
------	---

（３）高齢者の居住安定に向けた取組みの推進

住宅の確保にあたり支援が必要な人に対して生活を安定させるための住宅セーフティネットを強化します。また、高齢者の居住ニーズに対応するため、多様な住環境整備を計画的に進め、高齢者が快適な生活を送れるよう取り組みます。

① 民間賃貸住宅等を利用した居住支援（住宅課）

事業概要	民間の空家・空き室を活用した高齢者や低額所得者等の世帯の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を支援し、住宅セーフティネット機能を強化することにより、住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上をめざします。
第 9 期 計 画 実 施 内 容	空家・空き室の所有者に対し住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を支援するとともに、入居を拒否しない住宅の情報提供や家賃債務保証に関する情報提供などの居住支援に取り組みます。

② 多様な住まいの推進（介護保険課）

事業概要	高齢者の居住希望などのニーズを踏まえ、事業者による多様な住まいの整備が計画的に進むよう努めます。
第 9 期 計 画 実 施 内 容	高齢者が安心して快適な生活を送ることができるよう、ケアハウス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の多様な住まいの整備を推進します。

変更後

④ 家族介護者への適切な支援

(子育て支援課・福祉相談課・障がい福祉課・高齢者福祉課)

事業概要	ヤングケアラーを含む家族介護者が抱える多様な課題の早期解決に向け、支援情報等の提供や関連部署・機関との連携を図り、包括的な支援を行います。
------	---

(3) 高齢者の居住安定に向けた取組みの推進

住宅の確保にあたり支援が必要な人に対して生活を安定させるための住宅セーフティネットを強化します。また、多様な住環境整備を計画的に進め、高齢者が快適な生活を送れるよう取り組みます。

① 民間賃貸住宅等を利用した居住支援（住宅課）

事業概要	民間の空家・空き室を活用した高齢者や低額所得者等の世帯の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を支援し、住宅セーフティネット機能を強化することにより、住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上をめざします。
第9期計画実施内容	空家・空き室の所有者に対し住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を支援するとともに、入居を拒否しない住宅の情報提供や家賃債務保証に関する情報提供などの居住支援に取り組みます。

② 多様な住まいの推進（介護保険課）

事業概要	高齢者の居住希望などのニーズを踏まえ、事業者による多様な住まいの整備が計画的に進むよう努めます。
第9期計画実施内容	ケアハウス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の多様な住まいが整備される際には、入居者が介護が必要になった場合に適切な介護サービスを提供することや、外部の介護サービスを自由に選択できることを事業者に求めています。

多様な住まいの整備状況（令和5年10月1日時点）

ケアハウス	3施設 定員数：100人
サービス付き高齢者向け住宅	12施設 定員数：274人
住宅型有料老人ホーム	4施設 定員数：133人

1 人口フレーム

(1) 将来推計人口

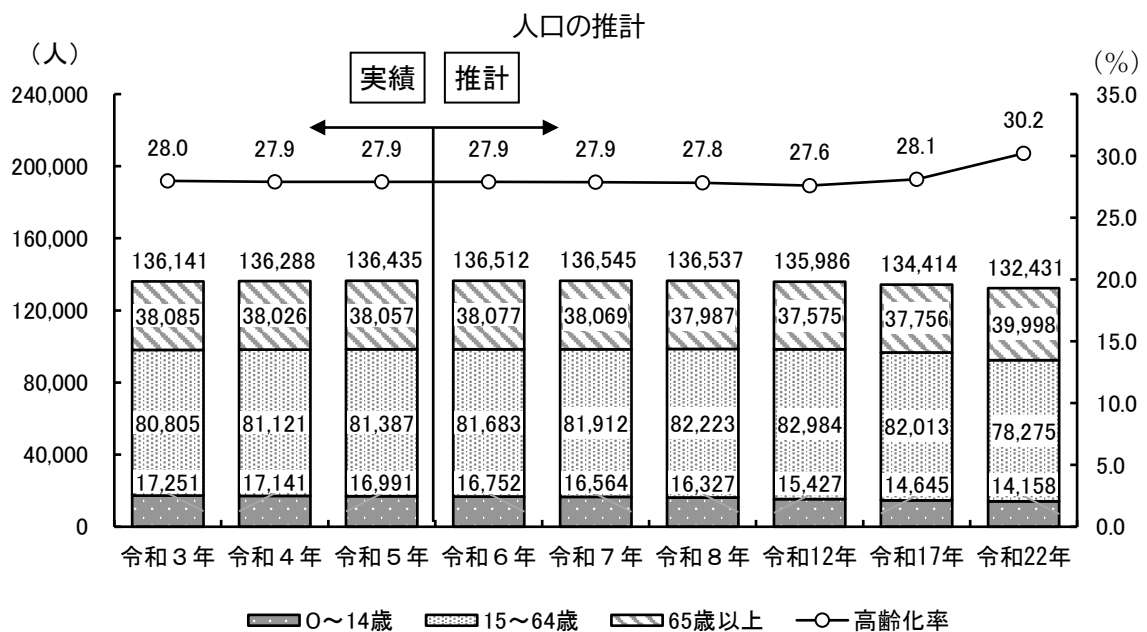
① 総人口の推計

人口推計の方法は、平成30年から令和4年までの住民基本台帳を使用したコーホート変化率法で行いました。

推計人口によると、総人口は令和7年から減少し始め、令和8年には136,537人になると推計されています。令和22年（2040年）の総人口は、132,431人まで減少する見込みです。

令和22年（2040年）の推計人口を年齢区分別にみると、0～14歳以下が14,158人、15歳以上64歳以下が78,275人、65歳以上が39,998人になると見込まれています。

総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は、直近では概ね横ばいとなり、令和22年（2040年）には30.2%に増加すると見込まれています。



資料：令和4年までは住民基本台帳（9月30日現在）、令和5年以降は介護保険課推計値

保健福祉サービスの目標

1 人口フレーム

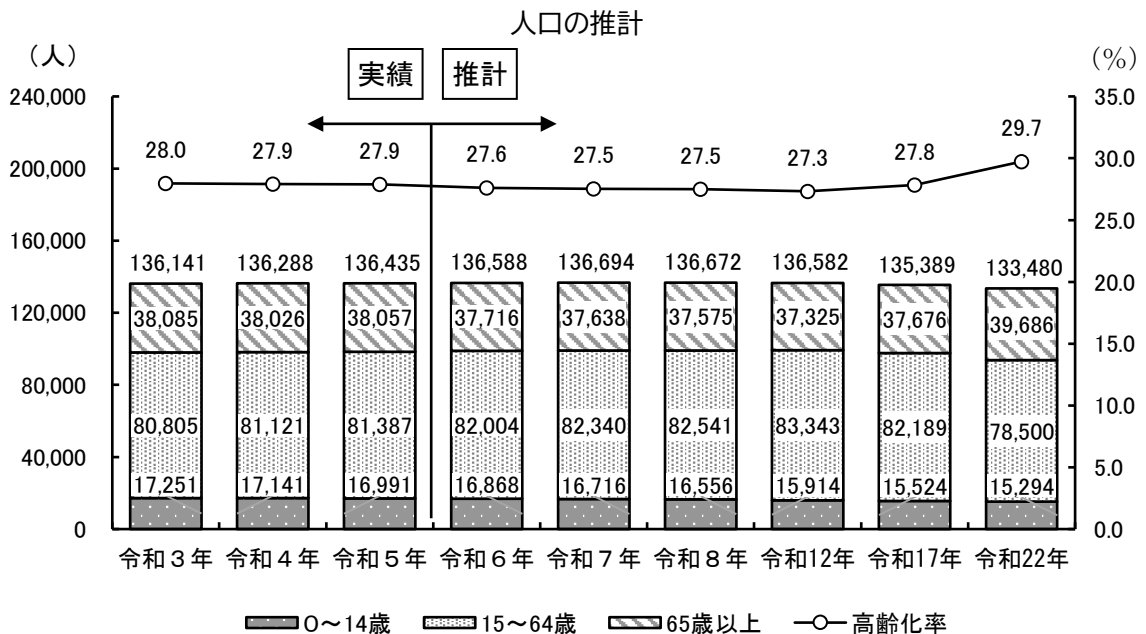
(1) 将来推計人口

① 総人口の推計

推計人口によると、総人口は令和7年をピークに緩やかに減少し、令和8年には136,672人になると推計されています。令和22年（2040年）の総人口は、133,480人まで減少する見込みです。

令和22年（2040年）の推計人口を年齢区分別にみると、0～14歳以下が15,294人、15歳以上64歳以下が78,500人、65歳以上が39,686人になると見込まれています。

総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は、直近では概ね横ばいとなり、令和22年（2040年）には29.7%に増加すると見込まれています。

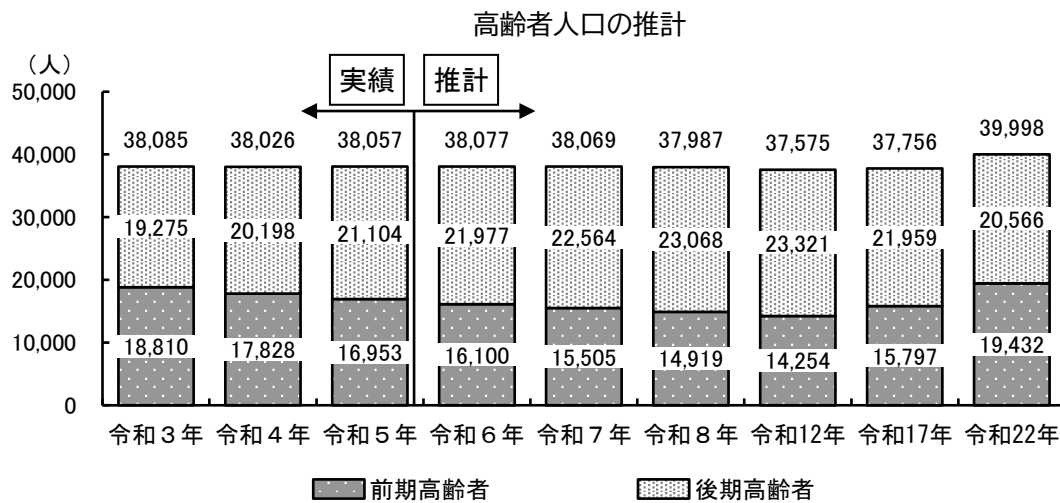


資料：令和5年までは住民基本台帳（9月30日現在）、令和6年以降は第3次基本計画推計値

変更前

② 高齢者人口の推計

高齢者人口は、令和8年までは横ばいで推移し、令和14年ごろまで緩やかな減少傾向となった後は増加に転じ、令和22年（2040年）には39,998人へ増加する見込みです。65歳以上74歳以下の前期高齢者は、令和13年までは減少傾向が続き、令和22年（2040年）には19,432人と増加に転じる見込みです。一方、75歳以上の後期高齢者は、令和10年までは増加傾向が続きますが、令和22年（2040年）にはピークを過ぎ20,566人へと減少する見込みです。

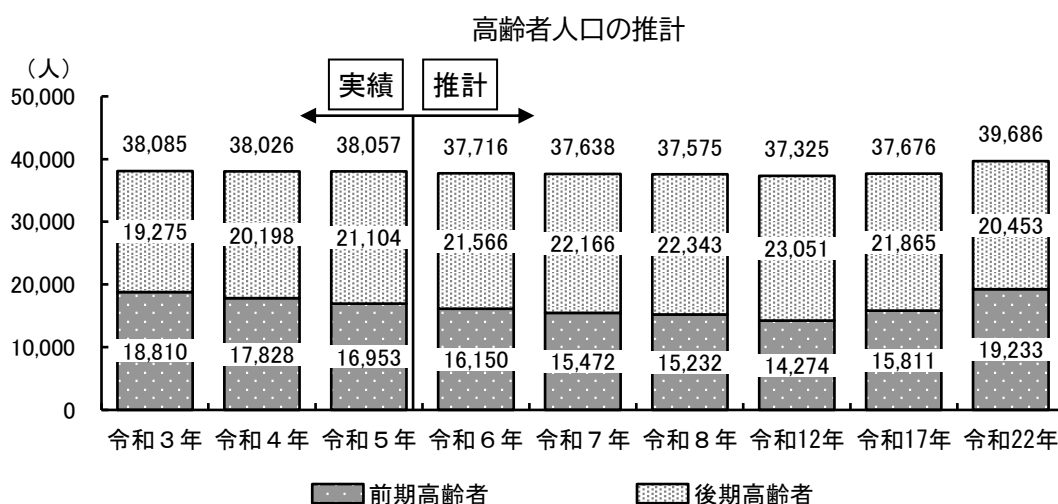


資料：令和4年までは住民基本台帳（9月30日現在）、令和5年以降は介護保険課推計値

変更後

② 高齢者人口の推計

高齢者人口は、令和12年ごろまで緩やかな減少傾向で推移し、その後増加に転じ、令和22年（2040年）には39,686人へ増加する見込みです。65歳以上74歳以下の前期高齢者は、令和12年までは減少傾向が続き、令和22年（2040年）には19,233人と増加に転じる見込みです。一方、75歳以上の後期高齢者は、令和12年ごろまでは増加傾向が続きますが、令和22年（2040年）にはピークを過ぎ20,453人へと減少する見込みです。



資料：令和5年までは住民基本台帳（9月30日現在）、令和6年以降は第3次基本計画推計値

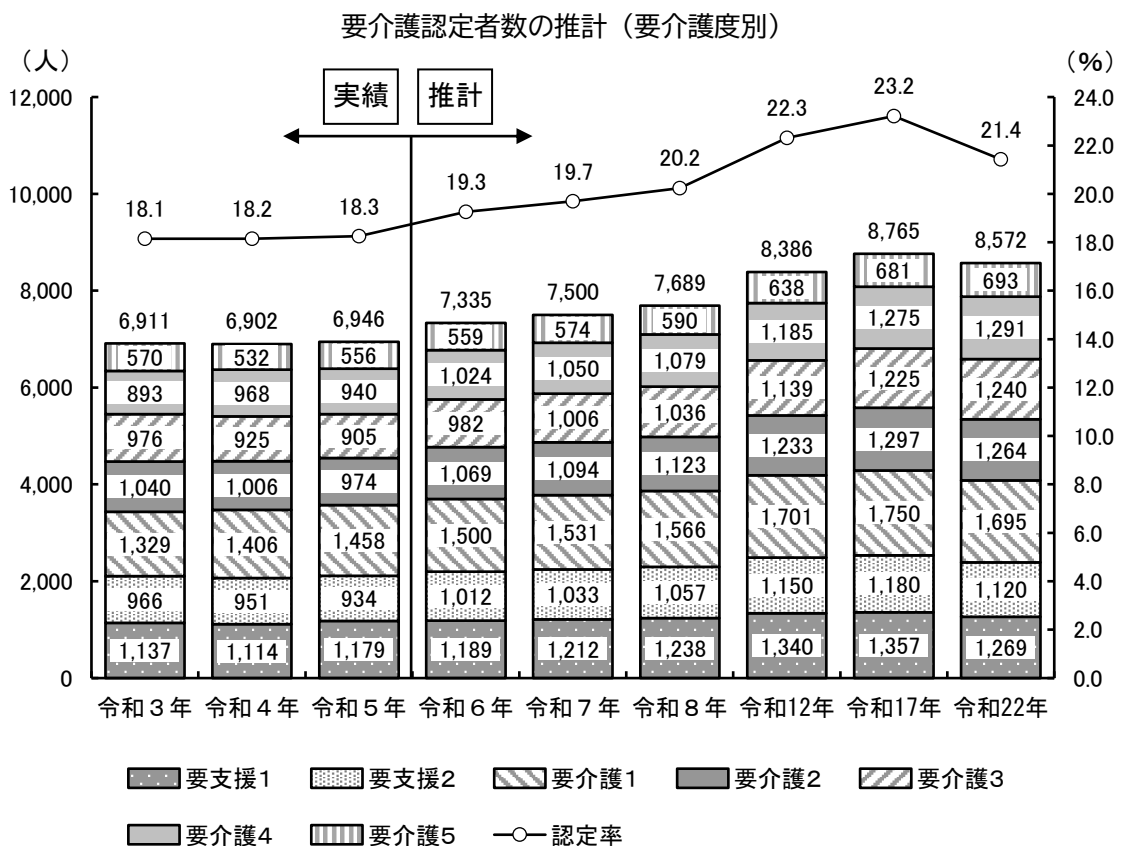
変更前

(2) 要介護者等の推計数（１号被保険者）

高齢化の進行によって、要介護者等が高齢者人口に占める割合は、年々増加していきます。

令和５年までは要介護認定者数、認定率ともに横ばいとなる見込みですが、令和６年以降は増加傾向となり、令和１７年ごろピークを迎え、令和２２年（２０４０年）には要介護認定者数が８,５７２人、認定率が２１．４％となる見込みです。

要介護度別の要介護認定者数の内訳は、どの介護度も増加傾向にあります。特に「要介護１」「要介護４」の伸び幅が大きくなっています。



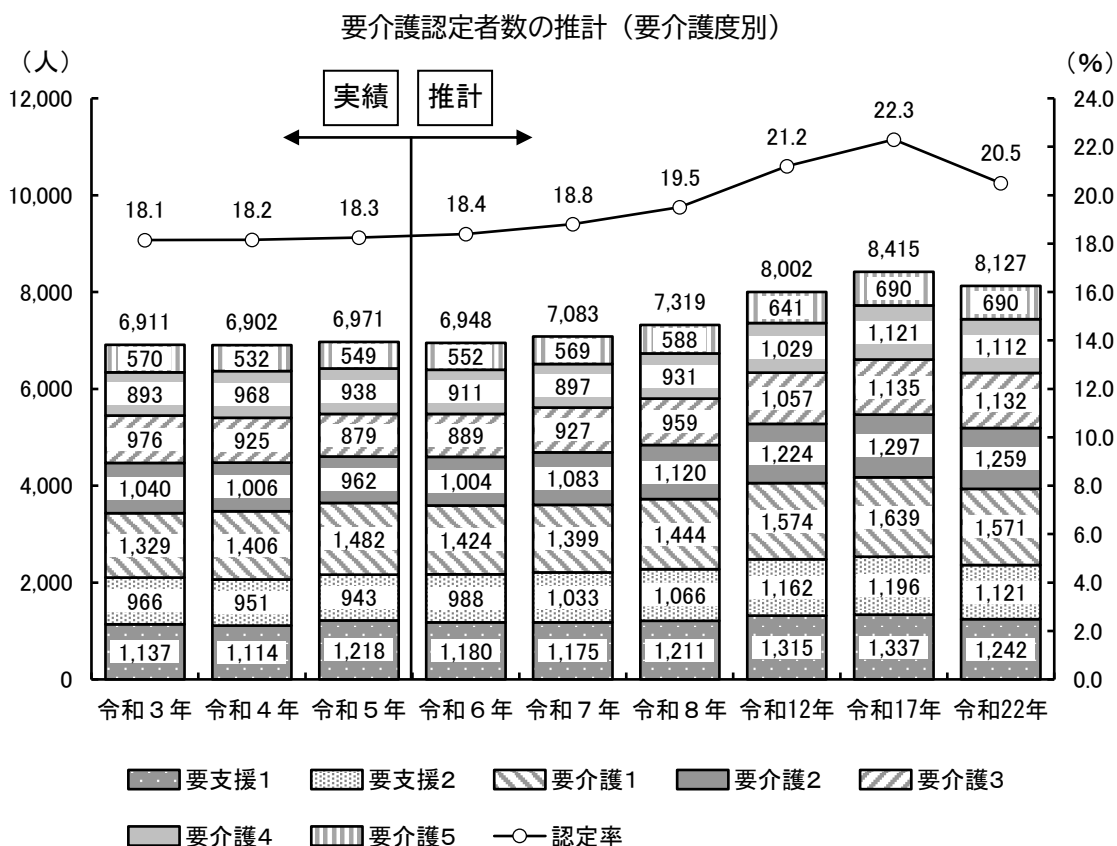
資料：庁内資料（９月３０日現在）、令和５年以降は介護保険課推計値

変更後

(2) 要介護者等の推計数（１号被保険者）

高齢化の進行によって、要介護者等が高齢者人口に占める割合は、年々増加していきます。

令和５年までは要介護認定者数、認定率ともに横ばいとなる見込みですが、令和６年以降は増加傾向となり、令和１７年ごろピークを迎え、令和２２年（２０４０年）には要介護認定者数が８,１２７人、認定率が２０.５％となる見込みです。



資料：庁内資料（９月３０日現在）、令和６年以降は介護保険課推計値

変更前

(3) 認知症者の推計数

令和6年以降の65歳以上の認知症者数は、令和5年9月末時点での認知症自立度分布をもとに推計しています。

要介護者等の増加に伴い、認知症者も年々増加していきます。

令和8年では、自立度Ⅱ以上が3,337人、うち、自立度Ⅲ以上が1,196人、令和22年(2040年)になると自立度Ⅱ以上が3,720人、うち、自立度Ⅲ以上が1,334人と見込んでいます。

認知症者数の推計数

単位：人

認知症自立度	実績	推計				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
Ⅱ以上	2,995	3,022	3,183	3,254	3,337	3,720
Ⅱのうち、 Ⅲ以上	1,074	1,084	1,141	1,167	1,196	1,334

※令和5年以降は介護保険課の65歳以上人口推計に基づく推計値(10月1日現在)

※認知症自立度の説明は、資料編「1. 認知症自立度について」を参照

変更後

(3) 認知症者の推計数

令和6年以降の65歳以上の認知症者数は、令和5年9月末時点での認知症自立度分布をもとに推計しています。

要介護者等の増加に伴い、認知症者も年々増加していきます。

令和8年では、自立度Ⅱ以上が3,192人、うち、自立度Ⅲ以上が1,261人、令和22年(2040年)になると自立度Ⅱ以上が3,558人、うち、自立度Ⅲ以上が1,406人と見込んでいます。

認知症者数の推計数

単位：人

認知症自立度	実績	推計				
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
Ⅱ以上	2,998	3,045	3,113	3,192	3,481	3,558
Ⅱのうち、 Ⅲ以上	1,044	1,203	1,230	1,261	1,375	1,406

※令和6年以降は介護保険課の65歳以上人口推計に基づく推計値(10月1日現在)

※認知症自立度の説明は、資料編「1. 認知症自立度について」を参照

変更前

(1) 居宅サービス

居宅サービス（居住系サービスは後述し、ここでは除外）は、要介護１～５の人に提供される介護給付、要支援１・２の人に提供される予防給付の２つに分かれます。サービス利用量の推計にあたっては、サービス提供実績をもとに今後の見込みを推計しました。

居宅サービス（介護給付）の量の見込み

		実績			計画		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問介護	人/月	1,012	1,034	1,038	1,106	1,155	1,198
	回/月	27,374.9	28,527.1	29,153.2	31,288.0	32,857.9	34,241.8
訪問入浴介護	人/月	129	142	142	149	158	165
	回/月	709	744	770	805.7	850.7	889.4
訪問看護	人/月	264	320	350	390	410	425
	回/月	2,388.3	3,267.9	4,232.3	4,557.6	4,793.8	4,974.4
訪問リハビリテーション	人/月	22	16	11	16	17	18
	回/月	219.8	181.3	171.7	250.5	263.2	290.1
居宅療養管理指導	人/月	719	799	802	863	896	929
通所介護	人/月	970	1,003	1,045	1,076	1,120	1,157
	回/月	9,604	9,641	10,004	10,165.6	10,580.8	10,932.5
通所リハビリテーション	人/月	253	263	260	270	282	291
	回/月	2,262.9	2,277.0	2,239.5	2,328.7	2,432.0	2,508.7
短期入所生活介護	人/月	367	372	366	373	391	408
	日/月	6,527.8	6,625.8	6,175.1	6,146.4	6,467.5	6,757.7
短期入所療養介護	人/月	8	10	9	14	14	16
	日/月	107.3	96.6	95.9	136.6	136.6	150.1
福祉用具貸与	人/月	1,864	1,959	2,044	2,097	2,196	2,277
特定福祉用具販売	人/月 (件/月)	27	32	36	41	42	44
住宅改修	人/月 (件/月)	23	24	35	31	31	31
居宅介護支援	人/月	2,768	2,885	2,932	3,024	3,158	3,272

※令和５年度～８年度は供給量見込み（本項について、以降同様）

変更後

(1) 居宅サービス

居宅サービス（居住系サービスは後述し、ここでは除外）は、要介護１～５の人に提供される介護給付、要支援１・２の人に提供される予防給付の２つに分かれます。サービス利用量の推計にあたっては、サービス提供実績をもとに今後の見込みを推計しました。

居宅サービス（介護給付）の量の見込み

		実績			計画		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問介護	人/月	1,012	1,034	1,024	1,092	1,132	1,171
	回/月	27,374.9	28,527.1	29,153.2	30,680.4	31,859.7	33,070.0
訪問入浴介護	人/月	129	142	139	149	158	165
	回/月	709	744	753	805.7	850.7	889.4
訪問看護	人/月	264	320	344	381	395	409
	回/月	2,388.3	3,267.9	3,999.7	4,446.9	4,609.3	4,777.6
訪問リハビリテーション	人/月	22	16	11	16	17	18
	回/月	219.8	181.3	174.6	250.5	263.2	290.1
居宅療養管理指導	人/月	719	799	817	863	896	929
通所介護	人/月	970	1,003	1,039	1,096	1,125	1,161
	回/月	9,604	9,641	10,154	10,402.0	10,679.9	11,027.1
通所リハビリテーション	人/月	253	263	259	276	286	296
	回/月	2,262.9	2,277.0	2,243.1	2,382.1	2,469.0	2,555.3
短期入所生活介護	人/月	367	372	372	380	398	414
	日/月	6,527.8	6,625.8	6,181.5	6,274.5	6,595.6	6,877.9
短期入所療養介護	人/月	8	10	9	10	10	10
	日/月	107.3	96.6	104.0	86.7	86.7	86.7
福祉用具貸与	人/月	1,864	1,959	2,011	2,160	2,209	2,291
特定福祉用具販売	人/月 (件/月)	27	32	31	37	36	37
住宅改修	人/月 (件/月)	23	24	23	29	28	29
居宅介護支援	人/月	2,768	2,885	2,900	3,134	3,227	3,332

※令和５年度～８年度は供給量見込み（本項について、以降同様）

変更前

居宅サービス（予給付）の量の見込み

		実績			計画		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
介護予防訪問入浴 介護	人/月	3	2	1	2	2	2
	回/月	10.8	7.9	2.8	7.0	7.0	7.0
介護予防訪問看護	人/月	42	34	36	45	46	46
	回/月	290.4	205.3	247.8	289.8	296.8	296.8
介護予防訪問リハ ビリテーション	人/月	3	2	3	2	2	2
	回/月	32.7	19.0	31.8	14.2	14.2	14.2
介護予防居宅療養 管理指導	人/月	78	87	90	93	97	100
介護予防通所リハ ビリテーション	人/月	66	58	56	55	56	58
介護予防短期入所 生活介護	人/月	7	5	4	6	6	6
	日/月	35.3	24.8	29.6	52.2	52.2	52.2
介護予防短期入所 療養介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具 貸与	人/月	574	617	612	620	643	662
特定介護予防福祉 用具販売	人/月 (件/月)	9	12	15	12	12	13
介護予防住宅改修	人/月 (件/月)	16	15	15	17	18	19
介護予防支援	人/月	648	674	662	660	685	704

変更後

居宅サービス（予給付）の量の見込み

		実績			計画		
		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
介護予防訪問入浴 介護	人/月	3	2	1	2	2	2
	回/月	10.8	7.9	2.8	7.0	7.0	7.0
介護予防訪問看護	人/月	42	34	36	45	46	46
	回/月	290.4	205.3	247.8	289.8	296.8	296.8
介護予防訪問リハ ビリテーション	人/月	3	2	3	2	2	2
	回/月	32.7	19.0	31.8	14.2	14.2	14.2
介護予防居宅療養 管理指導	人/月	78	87	90	93	97	100
介護予防通所リハ ビリテーション	人/月	66	58	56	55	56	58
介護予防短期入所 生活介護	人/月	7	5	4	6	6	6
	日/月	35.3	24.8	29.6	52.2	52.2	52.2
介護予防短期入所 療養介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具 貸与	人/月	574	617	622	641	654	668
特定介護予防福祉 用具販売	人/月 (件/月)	9	12	13	12	12	12
介護予防住宅改修	人/月 (件/月)	16	15	14	17	18	19
介護予防支援	人/月	648	674	677	692	706	722

変更前

(2) 地域密着型居宅サービス（介護給付・予防給付）

地域密着型サービス（居住系サービスは後述し、ここでは除外）は、認知症や中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域や自宅での生活が継続できるよう、平成18年度から創設され、その後、サービスの種類が拡充されてきたサービスです。

地域密着型サービスの推計にあたっては、サービス提供実績及びその整備の方向性などをもとに今後の見込みを推計しています。

地域密着型居宅サービス（介護給付・予防給付）の量の見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<介護給付>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	39	44	51	68	72	74
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人/月	505	508	511	527	551	570
	回/月	5,331.3	5,354.4	5,514.5	5,765.7	6,041.0	6,256.9
認知症対応型通所介護	人/月	35	38	45	57	59	60
	回/月	335.7	346.3	421.1	507.7	526.9	540.9
小規模多機能型居宅介護	人/月	82	80	76	81	84	87
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	28	28	24	27	29	58
<予防給付>							
介護予防認知症対応型通所介護	人/月	2	3	3	2	2	2
	回/月	10.4	16.1	9.2	5.2	5.2	5.2
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	10	8	6	8	8	9

変更後

(2) 地域密着型居宅サービス（介護給付・予防給付）

地域密着型サービス（居住系サービスは後述し、ここでは除外）は、認知症や中重度の要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域や自宅での生活が継続できるよう、平成18年度から創設され、その後、サービスの種類が拡充されてきたサービスです。

地域密着型サービスの推計にあたっては、サービス提供実績及びその整備の方向性などをもとに今後の見込みを推計しています。

地域密着型居宅サービス（介護給付・予防給付）の量の見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<介護給付>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	39	44	47	48	48	50
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人/月	505	508	508	532	549	566
	回/月	5,331.3	5,354.4	5,499.4	5,808.7	6,006.0	6,200.4
認知症対応型通所介護	人/月	35	38	45	50	50	51
	回/月	335.7	346.3	402.7	426.3	426.3	434.7
小規模多機能型居宅介護	人/月	82	80	76	83	87	89
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	28	28	24	27	29	58
<予防給付>							
介護予防認知症対応型通所介護	人/月	2	3	3	2	2	2
	回/月	10.4	16.1	11.3	9.6	9.6	9.6
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	10	8	7	7	7	7

変更前

(3) 施設・居住系サービス（地域密着型サービスを含む）

施設・居住系サービスは、サービス提供実績、本市及び近隣市も含めた整備計画、入所希望者の状況、千葉県が示す医療計画による利用者の増加をもとに今後の見込みを推計しています。

施設（介護給付）・居住系サービス（介護給付・予防給付）の量の見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<施設サービス>							
介護老人福祉施設	人/月	536	514	537	572	572	572
介護老人保健施設	人/月	288	281	274	300	300	300
介護療養型医療施設	人/月	19	17	16			
介護医療院	人/月	0	1	0	5	5	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	151	156	155	160	160	160
<居住系サービス>							
特定施設入居者生活介護	人/月	137	135	141	149	154	158
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	23	25	25	28	29	30
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人/月	71	72	76	98	98	98
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

変更後

(3) 施設・居住系サービス（地域密着型サービスを含む）

施設・居住系サービスは、サービス提供実績、本市及び近隣市も含めた整備計画、入所希望者の状況、千葉県が示す医療計画による利用者の増加をもとに今後の見込みを推計しています。

施設（介護給付）・居住系サービス（介護給付・予防給付）の量の見込み

		実績			計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<施設サービス>							
介護老人福祉施設	人/月	536	514	542	560	560	560
介護老人保健施設	人/月	288	281	271	290	289	290
介護療養型医療施設	人/月	19	17	16			
介護医療院	人/月	0	1	0	5	5	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	151	156	155	160	160	160
<居住系サービス>							
特定施設入居者生活介護	人/月	137	135	140	140	143	148
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	23	25	23	23	23	25
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人/月	71	72	78	98	98	98
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

※介護療養型医療施設は令和5年度をもって廃止のため、サービスを見込んでいません。

変更前

2 介護給付費等対象サービスの事業費の見込み

介護給付費等対象サービスの事業費の見込みは、次の表のとおり見込んでいます。

標準給付費見込額は、令和6年度が約104.7億円、令和8年度が約111.4億円、また、地域支援事業費は、令和6年度が約6.9億円、令和8年度が約7.0億円と見込んでいます。

参考までに第9期計画と同様の考え方を基にして推計すると、令和22年度は標準給付費見込額が約137.3億円、また、地域支援事業費が約6.6億円となります。

介護保険事業費（給付額）の構成比見込み

単位：千円

区分	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
介護給付等保険給付費	8,796,135	8,907,721	9,249,552	9,871,758	10,157,060	10,500,120
その他費用	593,265	549,384	564,304	598,973	620,041	637,332
標準給付費見込額	9,389,400	9,457,105	9,813,855	10,470,731	10,777,101	11,137,452
地域支援事業費	577,744	568,706	646,676	685,930	692,459	699,886
介護予防・日常生活 支援総合事業費	333,811	334,027	375,617	391,236	397,765	405,192
包括的支援事業・ 任意事業費	223,732	211,681	240,538	264,162	264,162	264,162
包括的支援事業・ 社会保障充実分	20,200	22,997	30,521	30,532	30,532	30,532

※令和3～令和4年度は実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値。

※その他費用とは、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合算値。

※千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

※地域支援事業費には重層的支援体制整備事業で実施している事業を含める

変更後

2 介護給付費等対象サービスの事業費の見込み

介護給付費等対象サービスの事業費の見込みは、次の表のとおり見込んでいます。

標準給付費見込額は、令和6年度が約105.0億円、令和8年度が約111.0億円、また、地域支援事業費は、令和6年度が約7.3億円、令和8年度が約7.5億円と見込んでいます。

参考までに第9期計画と同様の考え方を基にして推計すると、令和22年度は標準給付費見込額が約133.4億円、また、地域支援事業費が約7.2億円となります。

介護保険事業費（給付額）の構成比見込み

単位：千円

区分	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
介護給付等保険給付費	8,796,135	8,907,721	9,249,552	9,898,186	10,123,446	10,459,642
その他費用	593,265	549,384	564,304	607,320	629,467	647,021
標準給付費見込額	9,389,400	9,457,105	9,813,855	10,505,506	10,752,913	11,106,663
地域支援事業費	577,744	568,706	646,676	736,697	743,075	755,659
介護予防・日常生活 支援総合事業費	333,811	334,027	375,617	411,316	417,694	428,778
包括的支援事業・ 任意事業費	223,732	211,681	240,538	291,667	291,667	291,667
包括的支援事業・ 社会保障充実分	20,200	22,997	30,521	33,714	33,714	35,214

※令和3～令和4年度は実績値、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値。

※その他費用とは、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合算値。

※千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

※地域支援事業費には重層的支援体制整備事業で実施している事業を含める。

変更前

②負担能力に応じた保険料負担の考え方

介護保険制度においては、各保険者が保険料区分の多段階化を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を行うこととされています。

本市の第8期計画の介護保険料では、国が示す標準段階（9段階）を14段階に細分化し、所得階層にきめ細かく対応した保険料設定を行いました。第9期計画では、第8期計画で定めた14段階で引き続き設定しています。

③介護給付費準備基金の取り崩し

第1号被保険者の保険料は、おおむね3年間を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、各保険者では中期的に安定した財源確保を可能とする観点から、介護給付費準備基金を設置しています。

第9期計画では基金を適切に活用し、介護給付費準備基金から6億円の取崩しを行い、第1号被保険者保険料額の上昇幅の抑制を図ります。

(2) 第1号被保険者の保険料算出の仕組み

政令により定められた保険料収納必要額は、次式によって算出します。

保険料収納必要額

$$\begin{aligned} &= \left(\text{介護給付費等標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費見込額} \right) \\ &\quad \times 0.5 \times 0.46 \\ &+ \left(\text{市町村特別給付等見込額} + \text{調整交付金相当額} \right. \\ &\quad + \text{財政安定化基金拠出金見込額} + \text{財政安定化基金償還金} \\ &\quad + \text{審査支払手数料差引額} + \text{その他介護保険に要する費用} \left. \right) \\ &- \left(\text{介護・予防給付費負担金} + \text{調整交付金見込額} \right. \\ &\quad + \text{介護給付費交付金} + \text{介護給付費準備基金取崩額} \\ &\quad + \text{財政安定化基金取崩による交付額} \\ &\quad + \text{補助金その他介護保険に要する費用のための収入額} \left. \right) \end{aligned}$$

(注) 0.5：被保険者が負担する費用の割合、0.46：第1号被保険者の割合（全国ベース）

変更後

②負担能力に応じた保険料負担の考え方

介護保険制度においては、各保険者が保険料区分の多段階化を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料の設定を行うこととされています。

本市の第8期計画の介護保険料では、国が示す標準段階（9段階）を14段階に細分化し、所得階層にきめ細かく対応した保険料設定を行いました。第9期計画では、第8期計画で定めた14段階で引き続き設定しています。

③介護給付費準備基金の取り崩し

第1号被保険者の保険料は、おおむね3年間を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされており、各保険者では中期的に安定した財源確保を可能とする観点から、介護給付費準備基金を設置しています。

第9期計画では基金を適切に活用し、介護給付費準備基金から8億円の取崩しを行い、第1号被保険者保険料額の上昇幅の抑制を図ります。

(2) 第1号被保険者の保険料算出の仕組み

政令により定められた保険料収納必要額は、次式によって算出します。

保険料収納必要額

$$\begin{aligned} &= \left(\text{介護給付費等標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費見込額} \right) \\ &\quad \times 0.5 \times 0.46 \\ &+ \left(\text{市町村特別給付等見込額} + \text{調整交付金相当額} \right. \\ &\quad + \text{財政安定化基金拠出金見込額} + \text{財政安定化基金償還金} \\ &\quad + \text{審査支払手数料差引額} + \text{その他介護保険に要する費用} \left. \right) \\ &- \left(\text{介護・予防給付費負担金} + \text{調整交付金見込額} \right. \\ &\quad + \text{介護給付費交付金} + \text{介護給付費準備基金取崩額} \\ &\quad + \text{財政安定化基金取崩による交付額} \\ &\quad + \text{補助金その他介護保険に要する費用のための収入額} \left. \right) \end{aligned}$$

(注) 0.5：被保険者が負担する費用の割合、0.46：第1号被保険者の割合（全国ベース）

変更前

第9期計画の3年間の介護保険の事業費から第1号被保険者の保険料必要収納額は、次のようになります。なお、第9期計画では、介護給付費等標準給付費及び地域支援事業に関する事業量・事業費、第1号被保険者の保険料は、国が示した「見える化システム」を活用して算出しました。

単位：千円

項番	内容（計算式）	金額
(a)	標準給付費見込額	32,385,283
(b)	地域支援事業費	2,025,570
(b1)	介護予防・日常生活支援総合事業費	1,141,488
(b2)	包括的支援事業・任意事業費	884,082
(c)	合計 (a)+(b)	34,410,853
(d)	第1号被保険者負担分相当額 $((a)+(b)) \times 23\%$	7,914,496
(e)	調整交付金相当額 $((a)+(b1)) \times 5\%$	1,676,339
(f)	調整交付金見込額 $((a)+(b1)) \times \text{本市の実際の割合（約3.06\%）}$	1,026,966
(g)	市町村特別給付費等	0
(h)	財政安定化基金拠出金見込額 $(c) \times 0.0\%$	0
(i)	財政安定化基金償還金	0
(j)	介護給付費準備基金取崩額	600,000
(k)	審査支払手数料差引額	0
(l)	市町村相互財政安定化事業負担額	0
(m)	市町村相互財政安定化事業交付額	0
(n)	保険者機能強化推進交付金等交付見込額	72,000
(o)	保険料収納必要額 $(d)+(e)-(f)+(g)+(h)+(i)-(j)+(k)+(l)-(m)-(n)$	7,891,869

※端数処理の都合上、計算式どおりの値になっていないことがある。

※調整交付金見込額の率は、3年間の平均値。

変更後

第9期計画の3年間の介護保険の事業費から第1号被保険者の保険料必要収納額は、次のようになります。なお、第9期計画では、介護給付費等標準給付費及び地域支援事業に関する事業量・事業費、第1号被保険者の保険料は、国が示した「見える化システム」を活用して算出しました。

単位：千円

項番	内容（計算式）	金額
(a)	標準給付費見込額	32,365,084
(b)	地域支援事業費	2,235,431
(b1)	介護予防・日常生活支援総合事業費	1,257,788
(b2)	包括的支援事業・任意事業費	875,001
(c)	合計 (a)+(b)	34,600,515
(d)	第1号被保険者負担分相当額 $((a)+(b)) \times 23\%$	7,958,118
(e)	調整交付金相当額 $((a)+(b1)) \times 5\%$	1,681,143
(f)	調整交付金見込額 $((a)+(b1)) \times \text{本市の実際の割合 (約 2.8\%)}$	941,440
(g)	市町村特別給付費等	0
(h)	財政安定化基金拠出金見込額 $(c) \times 0.0\%$	0
(i)	財政安定化基金償還金	0
(j)	介護給付費準備基金取崩額	800,000
(k)	審査支払手数料差引額	0
(l)	市町村相互財政安定化事業負担額	0
(m)	市町村相互財政安定化事業交付額	0
(n)	保険者機能強化推進交付金等交付見込額	63,000
(o)	保険料収納必要額 $(d)+(e)-(f)+(g)+(h)+(i)-(j)+(k)+(l)-(m)-(n)$	7,834,822

※端数処理の都合上、計算式どおりの値になっていないことがある。

※調整交付金見込額の率は、3年間の平均値。

変更前

(3) 介護保険料

第1号被保険者の保険料算出により、第9期計画の保険料基準月額は、5,711円となります。なお、介護給付費準備基金取崩額がない場合は、保険料基準月額は、6,145円であり、介護給付費準備基金の取崩しによって、月額434円の軽減となります。

この結果、保険料基準月額は第8期計画の5,580円に対して、131円、2.3%の増加となります。

参考までに第9期計画と同様の考え方を基にして推計すると、令和22（2040）年度が含まれる第14期計画は8,631円と見込んでいます。

第1号被保険者の保険料（基準月額）

第7期 (平成30～令和2年度)	第8期 (令和3～5年度)	第9期 (令和6～8年度)	<参考推計>第14期 (令和21～23年度)
5,450円	5,580円	5,711円	8,631円

変更後

(3) 介護保険料

第1号被保険者の保険料算出により、第9期計画の保険料基準月額は、5,795円となります。なお、介護給付費準備基金取崩額がない場合は、保険料基準月額は、6,386円であり、介護給付費準備基金の取崩しによって、月額591円の軽減となります。

この結果、保険料基準月額は第8期計画の5,580円に対して、215円、3.9%の増加となります。

参考までに第9期計画と同様の考え方を基にして推計すると、令和22（2040）年度が含まれる第14期計画は8,613円と見込んでいます。

第1号被保険者の保険料（基準月額）

第7期 (平成30～令和2年度)	第8期 (令和3～5年度)	第9期 (令和6～8年度)	<参考推計>第14期 (令和21～23年度)
5,450円	5,580円	5,795円	8,613円

変更前

本市の第9期計画の所得段階別の保険料は、次のようになります。

第1号被保険者の所得段階別の保険料（第9期）

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている人世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けている人、世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	【軽減前】 基準額×0.48 【軽減後】 基準額×0.28※	【軽減前】 32,800円 【軽減後】 19,100円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超え120万円以下の人	【軽減前】 基準額×0.73 【軽減後】 基準額×0.48※	【軽減前】 50,000円 【軽減後】 32,800円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円を超える人	【軽減前】 基準額×0.75 【軽減後】 基準額×0.70※	【軽減前】 51,300円 【軽減後】 47,900円
第4段階	市町村民税課税者がいる世帯で、本人が市町村民税非課税及び前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	基準額 ×0.90	61,600円
第5段階	市町村民税課税者がいる世帯で、本人が市町村民税非課税及び前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超える人	基準額 ×1.00	68,500円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の人	基準額 ×1.15	78,800円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上125万円未満の人	基準額 ×1.17	80,100円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.26	86,300円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.48	101,400円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	116,500円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×2.00	137,000円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額 ×2.10	143,900円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上900万円未満の人	基準額 ×2.20	150,700円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の人	基準額 ×2.30	157,600円

※保険料は基準月額を12倍して年額を求め、それぞれの保険料率を乗じて段階ごとの年額を算出する（100円未満を切り捨て）。所得段階別割合は、令和5年分の所得分布に基づく。

※低所得者（市町村民税非課税世帯）の介護保険料軽減強化として、全額公費による軽減が行われる。

変更後

本市の第9期計画の所得段階別の保険料は、次のようになります。

第1号被保険者の所得段階別の保険料（第9期）

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護を受けている人世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けている人、世帯全員が市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	【軽減前】 基準額×0.444 【軽減後】 基準額×0.274※	【軽減前】 30,800円 【軽減後】 19,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超え120万円以下の人	【軽減前】 基準額×0.674 【軽減後】 基準額×0.474※	【軽減前】 46,800円 【軽減後】 32,900円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円を超える人	【軽減前】 基準額×0.69 【軽減後】 基準額×0.685※	【軽減前】 47,900円 【軽減後】 47,600円
第4段階	市町村民税課税者がいる世帯で、本人が市町村民税非課税及び前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下の人	基準額 ×0.90	62,500円
第5段階	市町村民税課税者がいる世帯で、本人が市町村民税非課税及び前年の課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超える人	基準額 ×1.00	69,500円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の人	基準額 ×1.15	79,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上125万円未満の人	基準額 ×1.17	81,300円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.27	88,300円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.49	103,600円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.71	118,900円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×2.04	141,800円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額 ×2.16	150,200円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上900万円未満の人	基準額 ×2.30	159,900円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の人	基準額 ×2.40	166,800円

※保険料は基準月額を12倍して年額を求め、それぞれの保険料率を乗じて段階ごとの年額を算出する（100円未満を切り捨て）。所得段階別割合は、令和4年分の所得分布に基づく。

※低所得者（市町村民税非課税世帯）の介護保険料軽減強化として、全額公費による軽減が行われる。